

平成 23 年度事業計画書

自 平成 23 年 4 月 1 日

至 平成 24 年 3 月 31 日

リーマン・ショック後低迷が続いていた我が国の景気は、緩やかに回復しつつあるものの、海外経済の減速、為替の円高による企業マインド面への影響等を背景に、改善の動きが弱まっている。

さらに、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災が国難ともいえる未曾有の大災害をもたらし、福島原発事故の被害とともに、我が国の国民生活及び経済活動に多大なる影響を及ぼしている。

今般の大災害に対しては、労働社会保険分野に関しても様々な支援策が実行されているが、社会保険労務士（以下「社労士」という。）は、国民生活に直結している専門士業であることから、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）においては、「東日本大震災災害対策本部」を設置し、労働・雇用・年金・医療・介護等のセーフティーネットを支える重要な役割を担う立場から国民への支援に全力で取り組むこととする。

本年度は、このような状況の中で、連合会は、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）と緊密な連携を図り、引き続き、「連合会の政策は国民目線」、「連合会の事業運営は会員目線」、「会員は顧客目線」という意識の下に、各事業を積極的に推進し、もって社労士の社会的地位の一層の向上を果たすとともに、その社会的使命を自覚し、社会への貢献を果たすよう努める。

昨年度は、第 8 次社労士法改正の検討、経営労務監査技法の推進、体系的研修制度の構築の三つを重点事業として掲げ、精力的に実施してきた。

本年度においても、これらの事業を継続して遂行し、先ず、第 8 次社労士法改正については、個別労働関係紛争解決の実績を挙げるための方策等法改正に必要な対策を講じ、法改正の環境を整える。

経営労務監査については、昨年度より取り組みを開始した「労働条件審査」を地方自治体等における入札の必須要件となるよう、先行して推進し、次に「経営労務監査」が企業における人事労務管理の指針となり、社労士業務の中核となるよう強力に取り組む。

社労士の資質向上は、社労士制度の発展と一層の国民の利便性の向上を図るためには不可欠であることから、体系的な研修の実施に向けた施策を講じてきたところであり、会員の受講機会の拡大を図るための e-ラーニング等を利用した専門分野研修の実施等の諸事業について、さ

らなる充実及び発展に取り組む。

さらに、電子申請においては、事業主及び被保険者の電子署名省略が可能となり、仕様公開による一括申請機能の運用が開始されるなど、利便性が格段に向上し、社労士が行う電子申請の利用拡大にかかる期待は、大いに高まっている。この期待に応えるべく電子申請の利用を強力に推進し、社労士業務の大きな柱として確立することを目指して労働社会保険分野の手続の電子申請の利用実績を挙げていくとともに、さらなる利便性の向上に向けた提案等を発信する。

なお、昨年1月に日本年金機構より運営を受託した「街角の年金相談センター」においては、連合会及び都道府県会の運営による特性を活かして、年金相談の基本である対面相談に重点を置き、国民の年金に対する不安解消と年金受給権等の権利擁護のために引き続き最善を尽くす。

本年度においては、上記の最重点事項を中心として、全国社会保険労務士政治連盟とのさらなる協力関係のもと、適切な対応を講ずる。

I. 社労士法改正に関する事業

第8次社労士法改正を実現させるため、平成23年度中に各項目の具体的検討を行うとともに、そのために必要な事業を行う。

1. 第8次社労士法改正に関する事業

第8次社労士法改正において、次の事項の改正を実現させるためには、全都道府県会に設置を目指している「社労士会労働紛争解決センター」による紛争解決機関としての実績、間もなく全国に1万人を数える特定社会保険労務士（以下「特定社労士」という。）による紛争解決手続の代理人としての実績はもとより、社労士が顧問先事業所等において実施している紛争未然防止のための相談指導の実績を明らかにし、社労士の個別労働関係紛争に係る有用性を示すことが必要であるので、都道府県会とともにその取り組みを強化する。

- (1) 労働審判における代理権の獲得
- (2) 個別労働関係紛争に関する簡易裁判所訴訟代理権の獲得
- (3) 地方裁判所以上の審級における出廷陳述権の獲得
- (4) 個別労働関係紛争にかかる紛争の目的価額60万円の制限の撤廃
- (5) 社労士試験制度の改正
- (6) 一人法人制度の導入
- (7) 自治権の獲得等その他必要な事項

II. 社労士制度推進に関する事業

労働及び社会保険に関する法令を担う唯一の国家資格者として、労務管理に関する業務により一層取り組み、広く国民生活の向上に貢献するとともに、社労士業務の拡充・改善と制度のさらなる発展のため、以下の事業を行う。

1. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業

- (1) 「社労士会労働紛争解決センター」が早期に全都道府県会に設置されるよう、未設置会の実情に応じた情報の提供及び協力を行う。
- (2) 「社労士会労働紛争解決センター」の利用促進を図るため、統一の電話番号の設定及び法テラス等関係機関の協力を得て行う広報、各センター間におけるインターネットを活用した利用促進の取り組み事例等の情報共有、総合労働相談所との連携、特定社労士が紛争解決手続の実務を適切に行うための業務研修等に関する諸施策について検討、実施する。

2. 労働条件審査の推進に関する事業

- (1) 都道府県会が、地方自治体に社労士による労働条件審査の導入提案を行うための協力を行うとともに、社労士の労働条件審査への取り組みを地方自治体の関係者等に広く周知する。
- (2) 労働条件審査を社労士の業務として確立するため、労働条件審査業務にあたる社労士の業務能力向上のための資料等を提供する。

3. 電子申請に関する事業

- (1) 1・2号業務の職域確保などについて、社労士が電子申請に取り組む意義を都道府県会の協力を得て喚起するとともに、一括申請機能による労働社会保険分野手続の電子申請の利用拡大を図るため、社労士業務ソフトを開発している民間企業の協力を得て、社労士向けの電子申請フェアを開催する。
- (2) 年度更新や算定の届出の電子申請を重点的に推進するため、届出時期に合わせて、ヘルプデスクを設置し、事業主及び被保険者の電子署名省略など社労士にのみ認められた申請方法等に関する照会に適宜対応するとともに、電子申請に不慣れな社労士に申請の手順をよりわかりやすく解説するため、連合会ホームページに登載している動画マニュアルの改修及び追加を行う。
- (3) 電子申請の利便性をさらに向上させるため、厚生労働省及び総務省との定期協議など、あらゆる機会を捉えて、e-Gov 及び労働社会保険の各システムの改善等を要請する。

4. 社労士総研に関する事業

- (1) 社労士総研における研究成果について、社労士の業務に反映させるための施策を講じるとともに、その活動を広く国民に周知する。
- (2) 人材ポートフォリオ等、企業の生産性向上を目的とする手法を含めた「経営労務監査」について、その実践を推進するための研究を進める。
- (3) 社労士制度推進のために必要な情報収集、調査・分析等を行うため、「社労士政策モニター制度（仮称）」を創設する。

5. 社労士個人情報保護事務所（SRP）認証の推進に関する事業

社労士事務所及び社労士法人が、個人情報保護についてより一層顧問先事業所等の信頼を得るため、制度の改善に関する検討を行うとともに、SRP 認証の取得を促進するための施策を実施する。

6. 厚生労働行政への提言に関する事業

雇用・労働・年金・医療・介護等、社会保障に関する我が国の今日的課題は、社労士の専門分野であるので、社労士の業務を通じて得られた労働社会保険業務の運営の改善に関する意見について、国民の視点に立った提言を行う。

7. 関係団体との交流に関する事業

第8次社労士法改正に向けた取り組みに関する理解と協力を得るため、労使関係団体及び士業関係団体等と積極的に交流を行う。

Ⅲ. 資質向上に関する事業

社労士の専門家として必要な業務遂行能力を習得することを目的とした体系的な研修の実施についての施策を講ずるため、以下の事業を行う。

1. 体系的研修制度の構築に関する事業

- (1) 社労士が専門家として国民から信頼を得るためには、登録入会の時点で、一定水準の知識を習得することが必要であることから、労働社会保険関係事務指定講習の充実を含めた社労士修習制度（登録前研修）の創設を検討する。
- (2) 社労士研修プログラムを基に体系化された分野別研修について、e-ラーニング等のマルチメディアを活用した全会員への受講機会の拡大を図る方法による研修の実施に取り組む。
- (3) 大学院との連携により、実務の裏付けを得るべく理論構築を行うとともに学術的な見識を高め、社労士の社会的評価をより一層向上させるため、各地域協議会及び都道府県会において実施する大学院への推薦制度等について情報提供等必要な支援を行い、入学希望者の利便に寄与する。

2. 地域協議会及び都道府県会が実施する研修に関する事業

- (1) 社労士としての職業倫理の徹底を図るため、倫理研修実施計画の策定、研修用教材の提供など、義務研修として都道府県会が行う倫理研修に協力する。
- (2) 基礎研修、分野別研修について、積極的に情報等を提供し、地域協議会及び都道府県会の研修の実施に協力する。

IV. 広報に関する事業

社労士制度を広く周知し、国民にその有用性を理解してもらうとともに、斯業発展のため、様々な角度から広報事業に取り組む。

1. 国民に向けた広報に関する事業

社労士制度を広く国民に周知するため、シンポジウム等の開催、ホームページによる情報提供の拡充を行うとともに、都道府県会が、社労士制度推進月間において、社労士会セミナー、各種相談会等を開催する際の支援、社労士の取り組みを紹介するポスターを恒常的に掲出するための支援を行う。

2. 社労士に向けた広報に関する事業

業務関連情報等の発信をより効果的に行うため、「月刊社労士」及び連合会のホームページの拡充を行う。

3. 関係機関等に対する広報に関する事業

報道機関、労使関係団体等の関係機関と相互に連携し、社労士の活動に関する広報の協力を求めるとともに、関係機関の報道及び広報への協力を行う。

V. 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、以下の事業を行う。

1. 災害復興に関する事業

東日本大震災の被災者等に対し、社労士としての社会貢献を果たし、復興の支援に資するため、都道府県会の協力を得て、義援金の募集を行うとともに、無料相談の実施、都道府県会及び厚生労働省等が実施する災害対策事業への協力を行う。

2. 街角の年金相談センター運営に関する事業

- (1) 日本年金機構から受託している「街角の年金相談センター（以下「街角センター」という。）」の2年目にあたるので、昨年度集約した意見等を十分反映させ、年金相談の基本である対面相談によるキメの細かい対応により、国民の年金に対する不安解消及び年金受給権等の権利擁護のために、さらなるサービスの向上を図り、適正な運営を行うとともに、街角センターの活用を図る。
- (2) 街角センターにおいて、ウィンドウマシン操作に精通した一般年金相談ができる社労士を一人でも多く輩出するため、引き続き年金マスター研修を実施する。
- (3) 街角センター（オフィス）を適正に運営するとともに、引き続き未設置県への街角センター設置拡充を図る。

3. 学校教育への社労士の活用に関する事業

- (1) 学生が社会人となる際には、労働社会保険制度に関する理解が必要であることから、学校教育の場に社労士を講師として派遣し活用を図るよう、都道府県会と連携し国及び地方自治体等の関係者に引き続き要請していく。
- (2) 学校教育の場において、社労士が講義に使用する教材を提供するとともに充実を図る。

4. 成年後見制度への対応に関する事業

成年後見制度における社労士の積極的な関与を支援する事業を推進する。

5. 日本司法支援センター（法テラス）への協力に関する事業

日本司法支援センター（法テラス）の事業において、社労士の専門分野については、社労士会労働紛争解決センター及び総合労働相談所を紹介できるよう情報提供を行う。

6. 国際活動に関する事業

- (1) 韓国公認労務士会との交流協定書に基づき、双方の制度発展に資することを目的とした協同事業を実施するとともに、定期的な情報交換を行う。
- (2) インドネシア共和国政府関係者より、社労士制度について高い関心が寄せられていることから、同国との交流をさらに深めるとともに、制度構築に関する必要な支援を行う。
- (3) 厚生労働省、ILO、JICA 等の協力を得て、昨年度交流を行った中華人民共和国はじめ、東アジア諸国において社労士制度の普及を図るため、必要な活動に取り組む。また、各種国際会議等への参加要請があった場合、積極的に対応するとともに、諸外国の状況について必要な情報収集を行う。

VI. 行政機関等との連携に関する事業

労働社会保険に関する諸問題について、行政機関等と連携・協力し、国民の期待に応えるため、以下の事業を行う。

1. 厚生労働省との連携に関する事業

厚生労働省の委託事業のうち、社労士の専門性を活かすことのできる事業については、厚生労働省と連携して積極的に実施する。

2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 国民の利便に資するとともに、社労士業務改善のため、日本年金機構本部及び全国健康保険協会本部との定例協議を行い、相互に連携が図られるよう積極的に取り組む。
- (2) 都道府県会が実施する年金事務所等における年金相談業務及び街角センターの円滑な運営を図るため、日本年金機構本部と定例会議を行う。
- (3) 都道府県会が実施する健康保険に関する相談業務の円滑な運営を支援するため、全国健康保険協会本部と必要に応じ協議を行う。

3. 総務省への協力に関する事業

社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、引き続き、総務省に設置されている年金記録確認第三者委員会の運営に協力する。

4. 中小企業庁等への協力に関する事業

社労士が、事業主からの企業経営全般に関する相談に応じる際に有益な情報を提供できるよう、中小企業庁及び日本政策金融公庫による施策の周知及び広報事業等に協力する。

VII. 諸事業

上記 I ～VIの各事業に加えて、社労士制度発展に必要な以下の各事業を行う。

1. 登録等に関する事業

都道府県会の協力を得て、社労士の登録事務及び社労士法人の届出事務を適正に行うとともに、紛争解決手続代理業務試験の合格者に対して、社労士名簿への付記登録の促進を図る。

2. 社労士試験事務等の実施に関する事業

- (1) 社労士試験、特別研修及び紛争解決手続代理業務試験に関する事業を都道府県会と協力して、適正に実施する。
- (2) 紛争解決手続代理業務試験に向けて、特別研修修了者等を対象にした研修を都道府県会が自主的に実施できるように、教材の提供等について支援を行う。

3. 試験科目免除等の講習に関する事業

- (1) 社労士試験に関する試験科目免除のための「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」を適正に実施する。
- (2) 社労士となるために必要な 2 年の実務経験に代わる「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」を適正に実施する。

4. 業務侵害行為の防止対策に関する事業

社労士法に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、都道府県会と連携し、厳正かつ適切に対処する。

5. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

- (1) 社会保険労務士賠償責任保険について、開業社労士及び法人社員の全員加入に向けて引き続き検討を行うとともに、都道府県会の協力を得て、一層の加入推進への取り組みを行う。
- (2) 保険事故の未然防止のため、引受保険会社の協力のもと、都道府県会の実施する研修において、過去の保険事故の内容を分析した資料をもとに事例研修を実施する等、事故率低下のための方策を講ずる。

6. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

都道府県会の事務局体制の充実強化のため、小規模県会に対する支援を引き続き行うとともに、事務処理のあり方についても検討を行う。

7. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務六法、社労士法詳解、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社労士手帳等、社労士の業務に役立つ書籍を出版・頒布する。

8. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、現存商品の内容について必要な見直し及び新商品導入の検討を行うなど、福利厚生制度の充実及び各種事業の充実強化を図るため、都道府県会の協力を得て、積極的に事業を推進する。

9. 全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金への協力に関する事業

全国社会保険労務士厚生年金基金及び全国社会保険労務士国民年金基金が、中長期的に安定した運営が図られるよう、都道府県会とともに加入促進等に協力する。

10. SR 経営労務センターの協力等に関する事業

SR 経営労務センターの事業の発展に協力していくとともに、全都道府県に SR 経営労務センターが設置されるよう、未設置県会（9 県）における設立を積極的に支援する。

11. その他の事業

その他必要に応じ事業を行うこととする。